



今月のトピックス

◇ 全社協からのお知らせ

- 市区町村社協における会計業務等の一斉点検ならびに適正化の取り組みへのご協力について

◇ 制度・施策等の動き

- 平成 31 年度予算概算要求の概要の公表（厚生労働省）

◇ その他（参考情報）

- 障害福祉サービスの文書量削減に向けた改正省令の公布（厚生労働省）
- 介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施の留意点（厚生労働省）
- 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A（Vol. 4）を発出（厚生労働省）
- 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 6）を発出（厚生労働省）
- 介護人材の不足感は 4 年連続増加 平成 29 年度介護労働実態調査結果（介護労働安定センター）
- 家族が必要とする食料が買えなかった経験がある世帯は 13.6% 生活と支え合いに関する調査（国立社会保障・人口問題研究所）
- 使用者による障害者虐待状況等の結果の公表（厚生労働省）
- 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について（厚生労働省）
- 「成年後見制度利用促進ニュースレター」第 7 号の発行（厚生労働省）

◇ 全社協からのお知らせ

市区町村社協における会計業務等の一斉点検ならびに適正化の取り組みへのご協力について

近年、社協における会計業務に絡む不祥事が繰り返し発生しています。社協の不祥事は、地域住民や関係者の信頼を得て地域福祉を推進する社協運営の根幹を損なう極めて重大な問題です。

こうした不祥事の再発防止に向けた取り組みの周知・徹底を図るために、平成 30 年 9 月 5 日、「市区町村社協における会計業務等の一斉点検ならびに適正化の取り組みについて（お願い）」（全社地発 217 号）を発出し、市区町村社協における会計業務等の一斉点検のお願いをさせていただきました。

社協全体の適正運営に向けて、一斉点検へのご理解・ご協力をお願いいたします。



◇ 制度・施策等の動き

平成 31 年度予算概算要求の概要の公表（厚生労働省）

厚生労働省より「平成 31 年度予算概算要求の概要」が公表されました。

厚生労働省の平成 31 年度予算の概算要求は、人生 100 年時代を見据えた一億総活躍社会の実現のため、働き方改革や人材投資・生産性向上の取組等が重点事項として折り込まれ、平成 30 年度（31 兆 4,298 億円）比で 2.5% 増の 31 兆 8,956 億円と過去最大となりました。

30 兆円台の要求は、7 年連続となり、高齢化により増大する社会保障関係費は、6,000 億円の自然増を見込んでいます。

《厚生労働省予算案・概要》

一般会計

（単位：億円）

区 分	30 年度 予算額 (A)	31 年度 要求・ 要望額 (B)	増△減 額 (C) (B)-(A)	増△減 率 (C)/(A)
一般会計	311,262	318,956	7,694	2.5%
うち 年金医療等 に係る経費	292,061	298,241	6,179	2.1%
うち 新しい日本 のための優先課題推 進枠	-	2,425	2,425	-

なお、地域福祉関連のポイントは以下のとおりです。

■「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり関係

改正社会福祉法（平成 30 年 4 月施行）に基づき、複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制の整備を促進するため、昨年度に引き続き、市町村の創意工夫ある取組支援の拡充を図ることとあわせ、都道府県における地域づくりへの支援に向けた経費として、総額 31 億円（対前年度比 5 億円増）を要求しています。新規要求事項としては以下の項目が盛り込まれています。

仕事と地域活動の両立 0.3 億円

労働者が仕事と地域活動を両立しやすい環境整備を図るため、50 代労働者を地域活動への参加を促す民間機関等の取組を促進するとともに、地域活動に参加する機運の醸成を図る。

■成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進に関しては、新規要求として「成年後見制度の利用促進のための体制整備」として 3.8 億円が計上されました。

具体的には、都道府県による市町村支援や広域的な取組、中核機関における先駆的取組などへの支援を推進することとしています。また、国において市町村職員や中核機関職員に対する研修を実施することが盛り込まれています。



■生活困窮者自立支援制度関係

生活困窮者自立支援制度関係では、改正生活困窮者自立支援法に基づき、子どもや保護者の生活習慣・育成環境の改善等に関する取組、居住支援の充実を図るとともに、生活困窮者の自立を一層促進するため、就労・定着支援の充実や生活困窮者支援を担う人材に対する支援体制の構築等に要する経費を含め、総額474億円（対前年度比42億円増）を要求しています。新規要求事項としては以下の項目が盛り込まれています。

①子どもの学習・生活支援事業の推進 16.8億円

生活困窮世帯の子どもへの支援を強化するため、子どもや保護者に生活習慣や育成環境の改善に関する助言を行う取組に対する支援を充実することにより、学習等の支援との一体的実施を促進するなど、子どもの学習・生活支援事業を更に推進する。

②居住支援の推進 21.1億円

シェルター等利用者や居住に困難を抱え社会的孤立状態にある生活困窮者が、地域で継続的・安定的な居住の場を確保できるよう、一定期間、訪問による見守りや生活支援などを行う体制整備を推進する。

また、入居に要する初期費用のない住居喪失者等が、一時的な居住先を確保できるよう、借り上げ型シェルターの確保に向けた一層の支援を行う。

③就労・定着支援体制の充実 8.8億円

生活困窮者のうち、障害のうかがわれる者など専門的な対応が必要となる者に対し障害者就業・生活支援センター等のノウハウを活かした就労面・生活面の一体的な支援を実施し、就労・定着支援の充実を図る。

④都道府県による市町村支援の充実 3.7億円

都道府県が管内市町村に対して行う市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等への取組を推進するとともに、「支援者専用電話相談ライン（仮称）」を開設し、支援員に対する相談・助言等を行う体制を構築する。

⑤相談支援等の多言語対応 7.1億円

生活困窮者に対する相談窓口等に多言語に対応した遠隔通訳サービスの導入等により、課題を抱えた在留外国人を適切にサポートする体制整備を推進する。

⑥生活福祉資金貸付の償還の取組強化 2.1億円

生活福祉資金貸付制度の償還努力を評価する仕組みを導入する。

⑦自治体・支援員向けコンサルティングの実施 0.6億円

地方自治体の抱える困難事例等に対して、専門スタッフを派遣しノウハウの伝達・助言等を行うとともに、支援員同士の情報共有・意見交換の場として情報共有サイトを運営することにより、支援員に対する全国的な支援体制を構築する。

詳細については、厚生労働省のホームページおよび別添資料①、②をご覧ください。

【厚生労働省】平成31年度厚生労働省所管予算概算要求関係

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/19syokan/>



◇ その他（参考情報）

障害福祉サービスの文書量削減に向けた改正省令の公布（厚生労働省）

平成 30 年 7 月 26 日、厚生労働省より、障害福祉サービスの文書量削減に向けて、「児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年 7 月 26 日厚生労働省令第 92 号）」が公布されました（施行日：平成 30 年 10 月 1 日）。

省令の改正にあたって、パブリックコメントが行われており、今回、その結果を踏まえて、改正省令が公布されました。

今回削除される内容は、指定申請の際の、①申請者の定款、寄付行為等、②当該申請に係る事業に係る資産の状況、③当該申請に係る事業に係る介護給付費等の請求に関する事項、④役員の氏名、生年月日及び住所等です。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】社会・援護局新着の法令 平成 30 年 7 月 27 日掲載

「児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年 7 月 26 日厚生労働省令第 92 号）」

https://www.mhlw.go.jp/hourei/new/hourei/newindex.html#ho_9

介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施の留意点（厚生労働省）

平成 30 年 7 月 27 日、厚生労働省より、事務連絡「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について」が発出されました。

この事務連絡では、介護サービス事業所が、その利用者を対象とした社会参加活動等を円滑に実施することができるようにする観点から、通所系サービス、小規模多機能型居宅介護等が、その利用者を対象とした社会参加活動等を行う場合の留意点を以下のとおり示しています。

- ① 介護サービス計画に沿って個別サービス計画が作成されており、利用者ごとの個別サービス計画に、あらかじめ社会参加活動等が位置づけられていること。
- ② 社会参加活動等の内容が、利用者ごとの個別サービス計画に沿ったものであること。
- ③ 利用者が社会参加活動等を行うに当たり、事業所の職員による見守り、介助等の支援が行われていること。
- ④ 利用者が主体的に社会参加活動等に参加することにより、利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持ち、達成感や満足感を得て、自信を回復するなどの効果が期待されるような取組であること。

具体的な取組の例として、通所介護利用者による保育所での読み聞かせのボランティア等が挙げられています。

詳細については、**別添資料③**をご覧ください。

【厚生労働省】若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について

[5b61298e9dcf6_180727 若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施.pdf](#)



平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A (Vol. 4) を発出 (厚生労働省)

平成 30 年 7 月 30 日、厚生労働省より、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A (Vol.4) が発出されました。

今回の Q & A では、就労継続支援 B 型サービス費の区分に関して、①大規模な災害の影響で著しく生産活動収入や工賃実績が低下した場合、②定期的に通院しながら就労継続支援 B 型を利用している者がいる場合、③全治 1 か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により長期間に渡って利用者が利用できなかった場合の平均工賃月額算定の取扱いが示されました。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A (Vol.4)
(就労継続支援 B 型サービス費の区分)

問 1

就労継続支援 B 型サービス費の区分は、前年度の平均工賃月額に応じ算定することとなっているが、大規模な災害の影響で著しく生産活動収入や工賃実績が低下した場合、その翌年度の就労継続支援 B 型サービス費の区分はどのように計算することになるか。

(答)

激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、就労継続支援 B 型事業所が所在する場合又は取引先企業が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合には、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を就労継続支援 B 型サービス費の算定区分とすることができる。

～省略～

(就労継続支援 B 型サービス費の区分)

問 3

全治 1 か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により長期間に渡って利用者が利用できなかった場合、当該利用者について当該当月における工賃支払対象者から除いて、平均工賃月額を算出することとしてよいか。

(答)

月の途中において、入院又は退院した利用者については、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月における当該利用者には、工賃総額から除外して、平均工賃月額を算出することとなっている。

同様に、月の途中において、全治 1 か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により長期（連続して 1 週間以上）に渡って利用できなくなった者については、利用ができなくなった月から利用が可能となった月までは、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月における当該利用者には、工賃総額から除外して、平均工賃月額を算出することとする。

Q & A については、[別添資料④](#)をご覧ください。

【厚生労働省】平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A (VOL.4)

[5b6ccab9d2afe_180730 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL.4.pdf](#)



平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.6) を発出 (厚生労働省)

平成 30 年 8 月 9 日、厚生労働省より、平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.6) が発出されました。

今回の Q & A では、通所介護等において、やむを得ず看護職員の確保が困難となった場合には、看護職員が行うバイタルチェック等を医師または歯科医師が代替して行うことができるとされました (平成 30 年 8 月 6 日以降適用)。

その他、介護老人福祉施設の夜勤職員配置加算の取扱いや介護職員処遇改善加算の取扱いも示されています。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.6)

【通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護】

○ 通所介護等における看護職員の業務について

問 3

通所介護等において、看護職員による健康管理や必要に応じて行う利用者の観察等の業務の実施が困難な状況であった場合、医師又は歯科医師が当該業務を代替して行うことは可能か。

(答)

通所介護、地域密着型通所介護の看護職員 (看護師・准看護師) の配置基準については、平成 27 年度介護報酬改定において、営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、他の医療機関等の看護職員とサービス提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には看護職員が確保されている取り扱いとしたところである。

しかしながら、やむを得ず看護職員の確保が困難となった場合には、速やかに人員確保をするべきであるものの、看護職員が確保されるまでの間、看護職員が行うバイタルチェックなどの健康管理や必要に応じて行う利用者の観察等の業務について、医師又は歯科医師が代替して行うことは可能であると解することとして差し支えない。小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の看護職員の配置基準についても同様とする。

また、この場合、これらのサービスにおいて看護職員又は介護職員等の配置を要件とする加算のうち、通所介護、地域密着型通所介護の認知症加算及び口腔機能向上加算並びに小規模多機能型居宅介護の訪問体制強化加算については、看護職員又は介護職員等の業務を医師又は歯科医師が代替して行うことが可能であると解することとして差し支えないが、各々の加算要件を変更するものではないことから、勤務形態等その他要件はすべて満たす必要があるので留意されたい。

※ 平成 30 年 8 月 6 日以降、本取扱いを適用するものとする。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.6)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html



介護人材の不足感は 4 年連続増加 平成 29 年度介護労働実態調査結果（介護労働安定センター）

平成 30 年 8 月 3 日、介護労働安定センターより、平成 29 年度介護労働実態調査結果が公表されました。

調査結果によると、介護サービスに従事する従業員の不足感（「大いに不足」＋「不足」＋「やや不足」）は 66.6%（前年度：62.6%）であり、「適当」は 33.0%（前年度：37.0%）であった。平成 25 年以降、4 年連続して不足感が増加しています。

介護サービスに従事する従業員の「不足している理由」は、「採用が困難である」が 88.5%（前年度：73.1%）である一方、「離職率が高い」は 18.4%（前年度：15.3%）と低く、「採用が困難である原因」は「同業他社との人材獲得競争が厳しい」が 56.9%、「他産業に比べて、労働条件等が良くない」が 55.9%、「景気が良いため、介護業界へ人材が集まらない」が 44.5%でした。

介護の仕事をしている外国人労働者が「いる」事業所が 5.4%であり、そのうち、外国人労働者を受け入れた経緯は、「日系人」が 17.5%で最も高く、次いで「留学生、就学生」が 14.1%、「EPA による受け入れ」が 11.2%の順でした。国籍は「フィリピン」40.1%、「中国」15.3%、「ベトナム」12.2%でした。

今後の外国人労働者の活用予定については、「活用する予定はない」が 80.1%、「活用する予定はある」が 15.9%であり、「活用する予定はある」と回答した事業所のうち、技能実習生としての受け入れを考えている割合が 51.9%でした。

また、介護労働者の就業意識に関する調査結果では、介護関係の仕事を辞めた理由として、「職場の人間関係に問題があったため」が 20.0%（前年度：23.9%）で最も高く、次いで「結婚・出産・妊娠・育児のため」が 18.3%（前年度：20.5%）、「法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があったため」が 17.8%（前年度：18.6%）でした。

職場環境や経営理念に関する理由が上位を占めており、法人として働きやすい職場環境を整えていくことが求められています。

調査結果については、介護労働安定センターのホームページをご覧ください。

【介護労働安定センター】平成 29 年度介護労働実態調査結果

http://www.kaigo-center.or.jp/report/h29_chousa_01.html



家族が必要とする食料が買えなかった経験がある世帯は 13.6% 「生活と支え合いに関する調査」
(国立社会保障・人口問題研究所)

平成 30 年 8 月 10 日、国立社会保障・人口問題研究所より、平成 29 年 7 月に実施した「生活と支え合いに関する調査」(旧「社会保障実態調査」)の結果の概要が公表されました。

この調査は、生活困難の状況や、家族や地域の人々の支え合いの実態を把握し、公的な支援が必要なのはどのような人なのかなどを調査することを目的として、5 年ごとに実施しているものです。

調査結果のポイントは、以下のとおりです。

- 食料や衣服の困窮、電気・ガス・電話代の未払い、家賃・住宅ローン・その他債務の滞納を経験した世帯は、前回調査に比べ減少しました。

過去 1 年間で、家族が必要とする食料が買えなかった経験がある世帯は 13.6%(前回調査 14.8%)、衣服では 15.0%(同 20.0%)と前回より減少しています。また、未払いや滞納のあった世帯の割合も前回に比べ低下し、電気料金が 3.3%(同 4.8%)、ガス料金が 3.4%(同 4.7%)、電話料金が 3.2%(同 5.0%)、家賃が 5.0%(同 6.6%)、住宅ローンが 2.0%(同 4.6%)、その他債務が 4.9%(同 8.9%)でした。

- ふだんの会話頻度が「2 週間に 1 回以下」の個人は 2.2%、世帯タイプ別では、ひとり暮らしの高齢者の男性が 15.0%、女性が 5.2%でした。

18 歳以上の個人で、ふだんの会話頻度(電話での会話を含む)が「2 週間に 1 回以下」となる個人の割合は 2.2%(前回調査 2.1%、ただし 20 歳以上)でした。世帯タイプ別では、「2 週間に 1 回以下」となる単独高齢男性世帯の割合は 15.0%(同 16.7%)、単独高齢女性世帯の割合は 5.2%(同 3.9%)でした。一方、子どもがいる世帯では 0.6%(同 0.7%)と低くなりました。

- 「日頃のちょっとした手助け」では、頼れる人がいないと答えた個人は 7.4%でした。世帯タイプ別では、ひとり暮らしの高齢者の男性が 30.3%、女性が 9.1%でした。

日頃のちょっとした手助けについては、8 割近くの個人が家族・親族を、3 割以上の個人が友人・知人を「頼れる人」と回答しました。一方、頼れる人が「いない」と回答したのは 7.4%でした。世帯タイプ別では、単独高齢男性の割合は 30.3%、女性では 9.1%でした。

- 働いている個人の約 3 割が家族と一緒に過ごす時間が十分取れていないと考えています。

「仕事が原因で家族と一緒に過ごす時間が十分取れない」と回答した個人の割合は 32.3%でした。子どもの有無別離宅時間別にみると、離宅時間が 9 時間以上では、離宅時間が長くなるほど「仕事が原因で家族と一緒に過ごす時間が十分取れない」と回答する個人の割合が大きくなっており、いずれも子どもがいる者の方がその割合は大きくなっています(15 時間以上で子どもがいる者では 71.2%)。

調査結果については、国立社会保障・人口問題研究所のホームページをご覧ください。

【国立社会保障・人口問題研究所】「生活と支え合いに関する調査」の調査結果

<http://www.ipss.go.jp/ss-seikatsu/j/2017/seikatsu2017.asp>



使用者による障害者虐待の状況等の結果の公表（厚生労働省）

平成 30 年 8 月 22 日、厚生労働省より「平成 29 年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果が公表されました。

この結果によると、平成 29 年度、使用者による障害者虐待の通報・届出の寄せられた事業所は 1,483 事業所で前年度に比べ 167 事業所増加しています（前年度比 12.7%増）。

また、虐待が認められた事業所数は 597 事業所で前年度に比べ 16 事業所増加しています（前年度比 2.8%増）。

虐待が認められた事業所の業種をみると、「製造業」が 32.2%（192 事業所）と最も多く、次いで、「医療、福祉」が 20.6%（123 事業所）であり、虐待を行った使用者の内訳をみると、「事業主」が 86.1%と最も多く、次いで、「所属の上司」が 11.8%（71 事業所）でした。

結果およびマニュアルについては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】「平成 29 年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172598_00003.html

【厚生労働省】通知・関連資料等 その他「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）（平成 30 年 6 月）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について（厚生労働省）

主に一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する事業について、厚生労働省は、平成 29 年度老人保健健康増進等推進事業による調査研究を踏まえ、市町村や地域包括支援センターにおいて相談を受けた際の取り扱いに関する普及啓発資料を示しました。

詳細については、[別添資料⑤](#)をご覧ください。

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/documents/2018/0831091312359/ksvol676.pdf>



「成年後見制度利用促進ニュースレター」第 7 号の発行（厚生労働省）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室より、ニュースレター第 7 号が発行されました。成年後見制度利用促進に係る普通交付税措置の内容に関する情報提供、各地の取組の紹介、中核機関設置や市町村計画に関する Q&A などが掲載されています。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】成年後見制度利用促進ニュースレター第 7 号
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部

≪配信元≫

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

電話 03-3581-4655/4656 c-info@shakyo.or.jp

＊「News File」では、毎月 1 回、地域福祉担当の皆様に参加になる関連トピックスを発信します。併せて隔月にて全国各地の社協による実践事例も紹介いたしますので、創意工夫をしながら取り組んでいる実践があればぜひ上記事務局（電話か e メール）まで「テーマ」と「社協名」に関する情報をお寄せください。実践の詳細については、こちらからお尋ねさせていただきます。